

青森県報

第三千八百三十六号

平成二十六年
四月二十八日
(月曜日)

目次

規則

青森県林道事業補助金交付規則の一部を改正する規則……………(林政課) ……一

告示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……二

介護保険法による介護老人福祉施設の指定……………(同) ……二

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……二

特定行為業務の登録……………(同) ……三

青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……三

証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……………(同) ……四

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(情システム課) ……四

右 同……………(同) ……四

右 同……………(同) ……五

特定漁港漁場整備事業の一部廃止の公表……………(漁港漁場整備課) ……六

規則

青森県林道事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十四号

青森県林道事業補助金交付規則の一部を改正する規則

青森県林道事業補助金交付規則(昭和三十六年八月青森県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表民有林林道開設事業の項中「除く。」の下に「林業専用道」を加える。

第一号様式の注の1中「罫線」の次に「罫線罫面」を加える。

附則

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県林道事業補助金交付規則第三条第一項及び第一号様式の規定は、平成二十六年度分の補助金から適用する。

2 平成二十六年度分の民有林林道開設事業に係る補助金(林業専用道に係るものに限る。)についての改正後の青森県林道事業補助金交付規則第四条第一項の規定の適用については、同項中「前年度九月末日」とあるのは、「知事が定める日」とする。

告示

青森県告示第三百三十三号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十六年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名 又は 名称	主たる 所在地 又は住所	居宅サ ビスの種 類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	指定居宅サービス事業者							
						社会福祉法人 桜木会	株式会社 日本機械工業	株式会社 日本機械工業	社会福祉法人 青森福祉振興団	社会福祉法人 青森福祉振興団	おしやれ ラザ株式会社	合同会社 サピス	事業所 和
特別養護老人ホーム いこの里	むつ市 脇野沢 一七三の 一	短期入所 生活介護	特別養護老人 ホームい この里	むつ市 脇野沢 一七三の 一	平成 二六・四・ 一	社会福祉法人 桜木会	株式会社 日本機械工業	株式会社 日本機械工業	社会福祉法人 青森福祉振興団	社会福祉法人 青森福祉振興団	おしやれ ラザ株式会社	合同会社 サピス	事業所 和
いこの里 デイサービス センター	むつ市 脇野沢 一七三の 一	通所介護	いこの里 デイサー ビスセン ター	むつ市 脇野沢 一七三の 一	"	社会福祉法人 桜木会	株式会社 日本機械工業	株式会社 日本機械工業	社会福祉法人 青森福祉振興団	社会福祉法人 青森福祉振興団	おしやれ ラザ株式会社	合同会社 サピス	事業所 和
ヘルパース テーション ねむのき	むつ市 大字田 名七三 の二	訪問介護	ヘルパース テーショ ンねむの き	むつ市 大字田 名七三の 二	"	社会福祉法人 桜木会	株式会社 日本機械工業	株式会社 日本機械工業	社会福祉法人 青森福祉振興団	社会福祉法人 青森福祉振興団	おしやれ ラザ株式会社	合同会社 サピス	事業所 和
特別養護老人 ホームみ ちのく	むつ市 大字田 名七三の 一	短期入所 生活介護	特別養護老 人ホーム みちのく	むつ市 大字田 名七三の 一	"	社会福祉法人 桜木会	株式会社 日本機械工業	株式会社 日本機械工業	社会福祉法人 青森福祉振興団	社会福祉法人 青森福祉振興団	おしやれ ラザ株式会社	合同会社 サピス	事業所 和
みちのく デイサー ビスセン ター	むつ市 大字田 名七三の 一	通所介護	みちのく デイサー ビスセン ター	むつ市 大字田 名七三の 一	"	社会福祉法人 桜木会	株式会社 日本機械工業	株式会社 日本機械工業	社会福祉法人 青森福祉振興団	社会福祉法人 青森福祉振興団	おしやれ ラザ株式会社	合同会社 サピス	事業所 和
ヘルパース テーション 花だん	むつ市 大字田 名七三の 一	訪問介護	ヘルパース テーショ ン花だん	むつ市 大字田 名七三の 一	平成 二六・四・ 二	社会福祉法人 桜木会	株式会社 日本機械工業	株式会社 日本機械工業	社会福祉法人 青森福祉振興団	社会福祉法人 青森福祉振興団	おしやれ ラザ株式会社	合同会社 サピス	事業所 和
和楽通所介 護	むつ市 大字田 名七三の 一	通所介護	和楽通所介 護	むつ市 大字田 名七三の 一	平成 二六・四・ 二	社会福祉法人 桜木会	株式会社 日本機械工業	株式会社 日本機械工業	社会福祉法人 青森福祉振興団	社会福祉法人 青森福祉振興団	おしやれ ラザ株式会社	合同会社 サピス	事業所 和

青森県告示第百三十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十六年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる 所在地	名称	所 在 地	指 定 年 月 日	指定居宅介護支援事業者
社会福祉法人 桜木会	むつ市 中央二 丁目一 三の一 五	いこの里 在宅介 護支 援セン ター	むつ市 脇野沢 一七三 の一	平成 二六・四・ 一	株式会社 日本機械工業
株式会社 日本機械工業	むつ市 大字田 名七三 の二	ケアサ ポート ねむの き	むつ市 大字田 名七三 の一	"	株式会社 日本機械工業

青森県告示第百三十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号の規定により、次のとおり介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十三条第一号の規定により公示する。

平成二十六年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる 所在地	名称	所 在 地	指 定 年 月 日	指定介護老人福祉施設の開設者
社会福祉法人 桜木会	むつ市 中央二 丁目一 三の一 五	特別養護老人 ホーム いこの 里	むつ市 脇野沢 一七三 の一	平成 二六・四・ 一	社会福祉法人 桜木会

青森県告示第百三十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号

の規定により公示する。

平成二十六年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 名	指定介護予防サービス 事業者	介護予防 の種類	介護予防サービス事業を 行う事業所	指 定 日 月 年	社会福祉法人桜木会	社会福祉法人青森福祉振興団	株式会社日本機械工業	株式会社日本機械工業	社会福祉法人桜木会	社会福祉法人桜木会	社会福祉法人桜木会
	主たる事務所の所在地又は住所				むつ市中央二丁目一三の一五	むつ市中央二丁目一三の一五	むつ市大字田名七三	むつ市大字田名七三	むつ市大字田名七三	むつ市大字田名七三	むつ市中央二丁目一三の一五
特別養護老人ホーム こいの里	短期生活介護	訪問介護	訪問介護	平成 二六・四・一	むつ市脇野沢 向七三の一	むつ市脇野沢 向七三の一	むつ市赤川内並 木七三の一	むつ市赤川内並 木七三の一	むつ市赤川内並 木七三の一	むつ市赤川内並 木七三の一	むつ市赤川内並 木七三の一
特別養護老人ホーム こいの里	訪問介護	訪問介護	訪問介護	平成 二六・四・一	むつ市脇野沢 向七三の一	むつ市脇野沢 向七三の一	むつ市赤川内並 木七三の一	むつ市赤川内並 木七三の一	むつ市赤川内並 木七三の一	むつ市赤川内並 木七三の一	むつ市赤川内並 木七三の一
訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	平成 二六・四・一	むつ市赤川内並 木七三の一	むつ市赤川内並 木七三の一	むつ市赤川内並 木七三の一	むつ市赤川内並 木七三の一	むつ市赤川内並 木七三の一	むつ市赤川内並 木七三の一	むつ市赤川内並 木七三の一
訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	平成 二六・四・一	むつ市赤川内並 木七三の一	むつ市赤川内並 木七三の一	むつ市赤川内並 木七三の一	むつ市赤川内並 木七三の一	むつ市赤川内並 木七三の一	むつ市赤川内並 木七三の一	むつ市赤川内並 木七三の一

青森県告示第百三十七号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用す

同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十六年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	〇二〇〇一〇六五	〇二〇〇一〇六五	〇二〇〇一〇六五	〇二〇〇一〇六五	〇二〇〇一〇六五	〇二〇〇一〇六五	〇二〇〇一〇六五	〇二〇〇一〇六五	〇二〇〇一〇六五	〇二〇〇一〇六五	〇二〇〇一〇六五
年月日	平成 二六・四・一	平成 二六・四・一	平成 二六・四・一	平成 二六・四・一	平成 二六・四・一	平成 二六・四・一	平成 二六・四・一	平成 二六・四・一	平成 二六・四・一	平成 二六・四・一	平成 二六・四・一
氏名又は 名称	ブ ラ ー ナ 社	ブ ラ ー ナ 社	ブ ラ ー ナ 社	ブ ラ ー ナ 社	ブ ラ ー ナ 社	ブ ラ ー ナ 社	ブ ラ ー ナ 社	ブ ラ ー ナ 社	ブ ラ ー ナ 社	ブ ラ ー ナ 社	ブ ラ ー ナ 社
住所	南 津 軽 郡 藤 崎 町 大 字 矢 沢 一 五 二	南 津 軽 郡 藤 崎 町 大 字 矢 沢 一 五 二	南 津 軽 郡 藤 崎 町 大 字 矢 沢 一 五 二	南 津 軽 郡 藤 崎 町 大 字 矢 沢 一 五 二	南 津 軽 郡 藤 崎 町 大 字 矢 沢 一 五 二	南 津 軽 郡 藤 崎 町 大 字 矢 沢 一 五 二	南 津 軽 郡 藤 崎 町 大 字 矢 沢 一 五 二	南 津 軽 郡 藤 崎 町 大 字 矢 沢 一 五 二	南 津 軽 郡 藤 崎 町 大 字 矢 沢 一 五 二	南 津 軽 郡 藤 崎 町 大 字 矢 沢 一 五 二	南 津 軽 郡 藤 崎 町 大 字 矢 沢 一 五 二
事業 所 名 称	た ん ぼ ぼ	た ん ぼ ぼ	た ん ぼ ぼ	た ん ぼ ぼ	た ん ぼ ぼ	た ん ぼ ぼ	た ん ぼ ぼ	た ん ぼ ぼ	た ん ぼ ぼ	た ん ぼ ぼ	た ん ぼ ぼ
事業 所 所 在 地	南 津 軽 郡 藤 崎 町 大 字 矢 沢 一 五 二	南 津 軽 郡 藤 崎 町 大 字 矢 沢 一 五 二	南 津 軽 郡 藤 崎 町 大 字 矢 沢 一 五 二	南 津 軽 郡 藤 崎 町 大 字 矢 沢 一 五 二	南 津 軽 郡 藤 崎 町 大 字 矢 沢 一 五 二	南 津 軽 郡 藤 崎 町 大 字 矢 沢 一 五 二	南 津 軽 郡 藤 崎 町 大 字 矢 沢 一 五 二	南 津 軽 郡 藤 崎 町 大 字 矢 沢 一 五 二	南 津 軽 郡 藤 崎 町 大 字 矢 沢 一 五 二	南 津 軽 郡 藤 崎 町 大 字 矢 沢 一 五 二	南 津 軽 郡 藤 崎 町 大 字 矢 沢 一 五 二
業務 開 始 日 月 年	平成 二六・四・一	平成 二六・四・一	平成 二六・四・一	平成 二六・四・一	平成 二六・四・一	平成 二六・四・一	平成 二六・四・一	平成 二六・四・一	平成 二六・四・一	平成 二六・四・一	平成 二六・四・一
備 考	訪 問 介 護	訪 問 介 護	訪 問 介 護	訪 問 介 護	訪 問 介 護	訪 問 介 護	訪 問 介 護	訪 問 介 護	訪 問 介 護	訪 問 介 護	訪 問 介 護

青森県告示第百三十八号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

八戸農業協同組合三戸支店	三戸郡三戸町大字二日町	を
八戸農業協同組合三戸支店	三戸郡三戸町大字川守田	に、
つがるにしきた農業協同組合 里支店	北津軽郡中泊町大字中里	を
つがるにしきた農業協同組合 泊支店	北津軽郡中泊町大字中里	に改める。

青森県告示第百二十九号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十六年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

青森市本町五丁目五の二

一般社団法人青森県猟友会

二 変更内容

1 変更前

三戸郡田子町大字田子字田子五六

2 変更後

三戸郡田子町大字相米字相米二〇の一

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

インターネットシステム機器等賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策部情報システム課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十六年三月二十六日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社ビジネスサービ

青森市新町二丁目六の二九

六 契約金額

三千二百九十一万八千四百円

七 契約の相手方を決定した手続

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十六年二月十日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

プログラム・プロダクトの賃貸借（レンタル） 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策部情報システム課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十六年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社 J E C C

東京都千代田区丸の内三丁目四の一

六 契約金額

七千九百八十五万九千五百二十円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

電子計算機による業務処理委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策情報システム課

青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十六年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社青森電子計算センター

青森市大字三内字丸山三九三の二七

六 契約金額

四千七百七十四万四千四百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

全庁LANサポートデスク業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策情報システム課

青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十六年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社ビジネスサービス

青森市新町二丁目六の二九

六 契約金額

二千九百十六万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項
第一号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした
ものである。



特定漁港漁場整備事業の一部廃止の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第十二項の規定により、
十三地区に係る特定漁港漁場整備事業の一部を廃止したので、同項の規定により次の
とおり公表する。

平成二十六年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

次に掲げる事項を記載した書類を青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び西北

地域県民局地域農林水産部西北地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

一 廃止の理由

二 特定漁港漁場整備事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項

三 事業実施箇所機能の発揮に関する事項

四 廃止したことによる影響に関する事項

五 今後の課題と対応に関する事項

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭